

保証金について

例年11月3日に開催いたしますおまつり村も、お陰様をもちまして、第41回を数えるに至りました。近年、レンタル椅子等の備品の紛失が散見されます。その対策といたしまして、後片付け後のチェックを徹底することが考えられますが、残念なことに我々実行委員会のチェックを受けずに帰ってしまわれる出店者の方も後を絶ちません。チェックを受けずに帰られた方は来年以降の出店をお断りさせていただきますのでご注意ください。

つきましては、本年度に於きましてもあらかじめ保証金(5,000円)をお預かりすることとさせていただきます。おまつり村終了後、実行委員会のチェックを受けていただき、レンタル椅子等の備品の紛失や破損があればそれを賠償金に充当し、紛失や破損がなければ全額お返しいたします。5,000円は決して安い金額ではございませんが、何事もなければ全額お返しすることを考慮いただき、ご協力いただきますよう宜しくお願いいたします。

なお、賠償金が5,000円を下回る場合には差額をお返しいたしますが、5,000円を超える場合には差額をお支払いいただくようになりますのでご了承ください。

参考

レンタル椅子の賠償金・・・1脚3,500円

レンタル机の賠償金・・・1個6,000円

以上

問合せ先 / 申込書郵送先

〒795-0012

愛媛県大洲市大洲891-1 大洲市民会館3階

一般社団法人大洲青年会議所 事務局行

TEL:0893-24-7107 FAX:0893-24-5225

担当者

特別委員会 委員長 矢野 大樹

TEL:090-9559-8838